

第2節 構造

1 構造耐力

法20条

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物

① 適用対象について

北海道知事が指定する土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物には、令第80条の3による構造方法の規定が適用される。

ただし、敷地内に土砂災害特別警戒区域の境界がある場合、居室を有する建築物が土砂災害特別警戒区域外の計画であれば適用の対象とはならない。



図

また、都市計画区域外等（法第6条第1項第三号の区域外）であっても、土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物であれば確認申請が必要となる場合がある。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条）

② 指定区域の詳細について

（1）札幌市内の指定区域は下記のホームページで確認してください。

北海道建設部土木局河川砂防課

「北海道土砂災害警戒情報システム」

URL <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

（2）詳細位置等についての問い合わせ先

- ・札幌市都市局市街地整備部開発指導課 011-211-2512
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部事業室治水課 011-561-0465
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課 011-561-0417